



# 「養成する人材」と 教育システムの概要



西南学院大学法科大学院

## はじめに

本学法科大学院が掲げる「教育の理念」と「養成する人材」については、学生便覧の冒頭において紹介されているとおりである。そして、「養成する人材」の備えるべき資質として本学が特に重視する「4つの要素」については、その習得がどのように各科目で具体化されているのかについて、講義要綱の中で示されている。これによって、本学法科大学院が養成しようとしている法曹像と、修了までに最低限修得すべき資質および各科目との関係について、皆さんはある程度明確なイメージを持つことができるであろう。しかし、抽象的な理念等と具体的な個別科目との中間に位置するものとして、本学法科大学院の教育システムの全体像を示すことが必要ではないか、それによって、3年間もしくは2年間の履修の流れをより明確に把握することができ、それが皆さんの学習をより有効にサポートするのではないか。この小冊子は、そのような考えにもとづいて作成されたものである。

この中で示されているのは、上記の「4つの要素」を中心に、修了までに最低限修得すべき資質が、どのような段階を踏んで修得されるべきものとされているのか、また、その修得のために各科目がどのような役割を担っているのかということである。それを全体の流れとして俯瞰できるように、必要な情報が示されている。これから目指すべきゴールとそこに至る大体の道筋を認識しておくことは、今後、折に触れて皆さんの学習をサポートすることになるであろう。

以下では、本学法科大学院の開講している科目を、まず、公法系、民事法系、刑事法系に大きく分類して取り上げ、さらに、国際関係法と法曹倫理を独立の項目として取り上げている。国際関係法については、国際的な法律問題を解決するための基礎的素養を修得することは本学法科大学院が重視するところであって「国際社会と法」を選択必修科目とし、「国際人権法」のように人間性や正義感を基礎とする科目を配置している。法曹倫理については、上記の分類のいずれにも属さないが「4つの要素」(特に「高い倫理観・正義感」)に直結するきわめて重要な科目だからである。それぞれの内容については、各分野の担当教員が執筆したものを全員で検討し、それを受け担当教員が補足・修正等を加えた。分野によってかなり記述のスタイルが異なっているが、当該分野の個性を尊重する趣旨ではそのまま生かしている。1年生の皆さんにとって難解な部分があるかもしれない。今すぐすべてを完全に理解できなくてもよいので、学習が進む過程で折に触れて読み直して、指針として生かしてくれることを期待している。

# 公法系

## 一 公法領域における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」について

### 1. はじめに

(1) 本冊子の随所に触れられるとおり、本学法科大学院では、法曹教育の目標を法曹に必要な4つの資質として取りまとめ、教育活動における最も枢要な着眼点として特に重視している。

もっとも、このような資質は、基礎・応用・発展という習熟度による段階の区別があることを前提としており、学生諸君に一律に修得することを期待するものではない。学生諸君が確実に修得すべきものは何かという観点から俯瞰すれば、その達成すべき内容や優先度には自ずと濃淡の差がある。学生諸君もそのような事項の意義と重要度をよく自覚して、これに見合う方法に従って学習努力を傾注する必要がある。

(2) そのようにしてみた場合、学生諸君が確実に修得すべきものは、実務法曹としての素養であり、かつ、そのうちの最も基礎的部分であるといえる。いわば「いろは」である。

実務法曹が備えるべき素養と能力は、まずもって、法的紛争事案を前提に問題の本質を法的観点からの的確に洞察し、これを踏まえた法的分析・推論と判断を行う能力、法律家としての見解を的確に表現する文書作成能力、依頼者・相手方を含め、広く利害関係者と折衝・説得できるコミュニケーション能力と総括できる。つまり、「4つの資質」のうち、主に第2と第3の資質にかかわる。

(3) とはいっても、それ以外の「資質」を疎かにしてよいということではない。基礎を身に付ける学習を着実に行ないながら、応用的・発展的分野にも目配りをすることが、とりもなおさず確実な基礎固めのために不可欠である。基礎学習と応用・発展的学習との間には、相互のフィードバック関係が必要であり、絶えず行きつ戻りつを繰り返す作業がなくてはならない。

基礎とは決してレベルが低いことを意味しない。基礎と応用・発展との堪えざる相互フィードバックを通じて、どのような応用発展にも堪える逞しい基礎を獲得できることを自覚しておく必要がある。多面的な興味関心をどのように実務家としての技能と関係付けて考えて行けるかが、諸君らの学習効率をも左右することに留意してほしい。

(4) 以上は、法領域の区別を問わない普遍的な問題であり、公法領域においても特に異なるところはない。

もっとも、公法領域においてこの教育目標を効果的に実現していく上では、自覚すべき独自の留意事項も存在する。そこで、以下にはこの点を詳述して明らかにする。

## 2. 公法領域において重点的に留意すべき事項

### (1) 立憲主義の下での国家作用の仕組みと意義を正しく理解すること

立憲主義とこれに基づく憲法上の諸原理は、近代的市民社会の礎を成すものであり、いわば自由主義社会のインフラストラクチャとしての意義を備える。

すなわち、立憲主義は、基本的人権の擁護とその実現を究極の価値とし、民事法領域における私的自治原則と不可分に結びついて自由主義国家の構造（社会構造・経済構造）の骨格を構成する一方、「法の支配」の原理の下、対審訴訟構造と適正手続の保障を通じて訴訟作用を統営し、基本的人権の保障を背後から担保する構造を備えている。

このように、憲法上の諸原理には、基本的人権の保障を通じて健全な市民社会の実現に寄与するという意義がある。法律実務家には、基本的人権の擁護の理念を踏まえた高い倫理観・正義感が求められるのであり、立憲主義の適切な理解が不可欠である。

加えて、憲法には、法領域の区別、実体法・訴訟法の区別を問わず、あらゆる法現象・法作用の本質を理解する上で不可欠の前提を成すという意義があり、これは、とりもなおさず、憲法の仕組みの理解が法律家としての素養の礎となり、法科大学院の学生が他の法領域を学習・理解する上での前提となることを意味している。

このため、法科大学院における教育過程においても、立憲主義の下における国家作用の仕組みと意義を正確に理解・修得させることには、格別の配慮が求められる。

### (2) 公法的価値にかかる訴訟における主張構成能力・文書起案能力を涵養すること

公法領域に注目しても、法律実務家には、各種の行政訴訟（行政関連民事訴訟）において事案の的確な把握・分析に基づき、適切に法的主張を構成し、判断する能力が求められるのであるから、法科大学院生にはその基礎となる知識・理解を修得させなくてはならない。そのためには、行政作用の実体を構成する行政組織法の理解も欠かせない。

そこで、行政組織法・行政救済法の両面にわたり、国家作用を構成する法の仕組みを適切に理解し、行政訴訟において公法的価値にかかる主張を的確に構成し、かつ判断する法的洞察力、法律構成・法的推論の能力、法律文書の起案能力を涵養することが重要である。

### (3) 政策形成過程にまで関与できる創造的能力の基礎を涵養すること

公法領域において法律実務家に期待される役割は多面化しており、単純な訴訟対応事務の範疇には収まらないものとなりつつある。

訴訟事務においては、行政訴訟・民事訴訟の垣根を越えていわゆる政策形成型訴訟等が数多く提起され、現実の政策形成にも少なからず影響を与えていた。このような傾向の下で、法律実務家には国や自治体における政策形成過程そのものへの参加が促されつつあり、今後は立法作業や行政活動そのものの担い手として、積極的な関与が

求められる機会が増大するであろう。

法科大学院の学生には、このような発展的領域においても創造的な役割を果たすことができるよう、その素地の涵養に努めることも重要である。

### 3. 専門的能力の涵養

以上に照らせば、

- (1) 公法分野における基礎的かつ体系的な知識・理解の修得を確実にさせること、
- (2) 修得した知識・理解を訴訟的な事案解決に応用する能力に目配りをすること、
- (3) 行政・立法への参与を含めた応用上の展開にも配慮すること

が必要である。

4. 以上を踏まえ、本学法科大学院で法曹に必要な資質を修得するにつき、公法領域で履修する科目は以下のように体系化されている。各科目の履修の開始に当たり当該科目の位置づけを理解することはもとより、公法全体の科目の組立てを理解した上で履修に臨み、公法領域において最低限到達すべき目標を見定めることに役立ててほしい。

	「法律基本科目群」 基礎（入門）	「法律基本科目群」 基礎	「法律基本科目群」 応用・深化
一年次	行政法入門	◎統治の基本構造 ◎基本的人権の基礎	
二年次		◎法と行政活動 ◎行政救済法	◎憲法訴訟論
三年次			◎公法演習Ⅰ 公法演習Ⅱ

◎は必修

各科目は「基礎」の段階では、「統治の基本構造」「基本的人権の基礎」は憲法専攻教員が、「法と行政活動」「行政救済法」は行政法専攻教員がそれぞれ担当して基礎を固め、その応用・深化が、憲法専攻教員による「憲法訴訟論」、憲法・行政法両専攻教員が参加する「公法演習Ⅰ」、またさらに実務家教員も加わった「公法演習Ⅱ」で果たされる。そこで、憲法及び行政法それぞれの視点から、各科目が最低限修得すべき内容をどのように設定し、「本学が養成する人材」どのように寄与するか、以下に具体的に示す。

## 二 憲法からみた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

### 1. 法科大学院生が憲法を学ぶ意義と「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

法科大学院を修了して法曹の途に進もうとする者にとって、憲法を学ぶことには次の3つの意義があると考えられる。

- ① 司法権・検察権の担い手である裁判官・検察官であれ、基本的人権の擁護を使命とする弁護士（弁護士法1条1項）であれ、日本国憲法の下での立憲主義の仕組みとその運用について、正確な理解と知識が必要である。また、憲法の仕組みの理解は、他の法領域を学習・理解する上での前提にもなる。これは、一2(1)において指摘されていることにかかわる。
- ② 付隨的違憲審査制を採用する日本国憲法のもとでは、憲法にかかわる問題が争点となる訴訟において、訴訟代理人、弁護人、検察官、裁判官のそれぞれの立場から、憲法を用いて的確な事案分析に基づき、適切に法的主張をし、判断をする能力、それを文章にして表現する能力が、求められる。これは、一2(2)において指摘されていることにかかわる。
- ③ 政策形成型訴訟にみられるように、訴訟実務においても政策形成過程への目配りが必要となることがある。また、現代の法律家は、立法作業、行政活動における政策形成への参加も求められることがある。その際、上記①②における知識、理解、能力が生かされる。さらに、法律家には、基本的人権の擁護という視点から、社会のなかに埋もれている問題、新しい問題の発掘、発見も期待される。これは、一2(3)において指摘されていることにかかわる。

このうち、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として絶対的な目標といえるのは①②であり、③は①②を修得した者にさらに期待されることとして位置づけられる。

また、①～③と西南学院大学法科大学院の「養成する人材」との関係を示すと、以下のようなになるだろう。

「養成する人材①」は、人間性、コミュニケーション能力、倫理観・正義感、人々のために役立てる意欲などを取り上げており、これは、主に①③にかかわる。

「養成する人材②」は、正義と社会通念をふまえた的確な事案の把握と事実認定、正確な知識に裏打ちされた法的分析と推論、納得できる結論を導く能力を取り上げており、これは主に①②にかかわる。

「養成する人材③」は、文書作成、議論、説得の能力、適切な（できる限り迅速な）紛争解決をはかる能力を取り上げており、これは主に①②にかかわる。

「養成する人材④」は、新しい問題に対応する応用力、創造力、国際的法律問題を取り上げており、これは主に①③にかかわる。

## 2. 憲法という科目において勉強する分野・項目と「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

次に、上記の①②が法科大学院の法律基本科目として憲法を学習する際に取りあげられる分野・項目とどのように関係するか、説明する。

まず、法律基本科目として憲法を学習する際に取りあげられる分野・項目を掲げると、以下のようになる。

- A 総論 憲法史、法の支配と法治主義、国民主権（民主主義）、天皇制、憲法改正を含む憲法変動、平和主義など
- B 統治機構
  - B (1) 権力分立の原理
    - 国会  
(国会の地位、権限、組織／議院の地位と権限／国会議員の地位／選挙制度と政党)
    - 内閣  
(議院内閣制と衆議院の解散／内閣の地位、権限、組織／内閣総理大臣の地位と権限)
    - 裁判所  
(裁判所の地位と組織、司法権の独立、裁判官の独立と身分保障／裁判の公開)
    - 財政のしくみ
    - 地方自治
  - B (2) 司法権の意義、司法権の限界、違憲審査と憲法訴訟
- C 基本人権
  - 基本的人権総論（歴史、享有主体、特別な法律関係、私人間における人権保障、人権の制約と「公共の福祉」）
  - 幸福追求権
  - 法の下の平等
  - 自由権（精神的自由権、経済的自由権、人身の自由、刑事手続における人権）
  - 社会権（生存権、教育を受ける権利、労働基本権）
  - 参政権（選挙権、請願権）
  - 国務請求権（裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事補償請求権）
  - 国民の義務

①は、A～Cのすべての分野・項目について目指すべき目標である。これらについての「正確な理解と知識」は、原則として授業及びその予復習を通じて得られることにな

るが、授業において扱うことができないため学生の自学自修に任せる分野・項目もある。

②に掲げられた能力を獲得するためには、A～Cのすべての分野・項目についての「正確な理解と知識」を土台にしつつも、特にCとB(2)を対象・素材とした学習が必要である。というのも、憲法にかかわる問題が争点となる訴訟の多くは、「国や地方公共団体が市民の基本的人権を侵害する憲法違反の行為をしているのではないか」を争点とするからである。そして、B(2)は、市民が人権侵害の救済を裁判所において求める際に特に留意すべき事柄を取りあげるものである。つまり、B(2)とCは両方を視野に入れることができるようにになってはじめて真に理解できる、といえる関係にあるのである。

また、②の能力を獲得するためには、おおむね、次のようなステップを踏んでいくことになる。まず、(a)憲法を用いて法的な議論をするために、憲法を用いた法的三段論法に慣れる必要がある。次に、(b)人権制約の合憲性を論ずる際の基本的な着眼点を踏まえて、制約を違憲と主張する構成を考え、それを論理的な文章の形で表現できることになることである。その際、訴訟という具体的な土俵を前提として事案の的確な把握・分析を行うことが必要となる。また、合憲とする主張も構成できなければならない。そして、(c)違憲主張と合憲主張の双方をふまえて、自らの判断を説得力のある文章にして示すことが求められる。

### 3. 西南学院大学法科大学院の憲法関係授業科目と「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

ここでは、本学法科大学院における憲法関係各科目と上記①②の目標、A～Cの分野・項目がどのような関係にあるのかを説明しておく。さらに詳しくは講義要綱（シラバス）を参照してほしい。

#### ア 「統治の基本構造」（1年次必修）

この科目において扱う分野・項目は、A、B(1)、そしてCの一部（裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権）である。この科目の1つの目標は、基本的人権を保障するために政府（国家権力）に枠をはめるという立憲主義の基本的な構造（「法の支配」）、民主主義に基づく国会と内閣の行動原理・組織と自由主義に基づく（「法の支配」を担う）裁判所の行動原理・組織との違いを理解することである。したがって、これは、①の「正確な理解と知識」の獲得にかかわる科目である。

もう1つの目標は、②の能力獲得へ途の出発点として、「違憲か合憲か」と問われたときに何を答えなければいけないのかについて、そして、憲法においても三段論法が重要であることについて、理解することである（上記2の(a)の段階）。この科目における文書作成は、「正確な理解と知識」を前提にして三段論法が使えることを目標にする。

#### イ 「基本的人権の基礎」 (1年次必修)

この科目において扱う分野・項目は、Cの大部分（アにおいて扱う「裁判を受ける権利、国家賠償請求権、刑事手続における人権」以外の項目）である。この科目的目標の1つは、日本国憲法の立憲主義を支える基本的人権の保障について、なぜ基本的人権が保障されるようになったのか、基本的人権の保障により市民はどのような主張をすることができるのか、国や地方公共団体はどのようなルールに服さなければならぬのかといった点を中心にして、「正確な理解と知識」を獲得することである（上記①）。

もう1つの目標は、基本的人権に関する様々な紛争事例を念頭におきながら、人権制約の合憲性を論ずる際の基本的な着眼点を踏まえて、人権制約を違憲と主張する構成を考え、それを論理的な文章として表現できるようになることである。これは上記②の能力の(b)の第一段階に位置づけられる。

#### ウ 「憲法訴訟論」 (2年次必修)

この科目が扱う分野・項目は、B(2)とCである。2において述べたように、B(2)は、市民が人権侵害の救済を裁判所において求める際に特に留意すべき事柄を取りあげるものである。したがって、B(2)については、「正確な理解と知識」が必要であるだけではなく、それを人権侵害が問題となる訴訟において実際に活用できるようになることが求められる。つまり、B(2)はCの基本的人権保障と深く結びついており、B(2)について学習することは必然的にCについてあらためて学ぶことを意味する。

この科目的目標は3つある。まず、司法権、違憲審査、憲法訴訟論について、「正確な理解と知識」を獲得すること（上記①）である。第二の目標は、最高裁判例の事案を活用して事案の分析能力を身につけることである（上記2(b)）。第三の目標は、人権が制約されている事例について、法令の合憲性を問うレベルだけではなく、その適用のレベルも含めて、効果的な当事者主張を考え、それを文章にして表すことである（上記2(b)）。

#### エ 「公法演習Ⅰ」 (3年次必修)

この科目は、憲法と行政法の両方を扱う。

憲法に関するこの科目的目標は、人権侵害か否かが問題となる事例を前にして、当事者として「違憲」と主張する論理、「合憲」と反論する論理を考え、さらに当事者の立場を離れて判断したらどのような筋道でどのような結論に至るかを考えること、そして以上の思考を法的な文章として表現できるようになることである。言い換えると、これまでの科目で得られた知識と理解、そして基本的な事案分析能力と文書作成能力を前提として、さらに進んだ法的分析と推論を行ない、納得できる結論を導きだすとともに、これを表現する質の高い文書を作成し、議論ができるようになることを目指すものである。つまり、この科目は上記2(c)の段階の能力の獲得を目指すもので

ある。しいて扱う分野・項目をあげれば、CとB(2)ということになるが、AとB(1)についての「正確な理解と知識」が大前提となっていることは言うまでもない。また、CとB(2)の分野・項目を網羅的に扱うものではない。

特に行政訴訟が舞台となる事例においては、行政法の知識と理解が憲法に関する争点を含む訴訟においてどのように活用されるのかにも留意されることになる。

#### オ 「公法演習Ⅱ」 (3年次)

この科目は、公法演習Ⅰと同じく、憲法と行政法の両方を扱う。

この科目的目標は、公法演習Ⅰで得られた能力をさらにステップアップさせることである。言い換えると、最低限修得すべき目標としての②を土台にして、より質の高い法的主張と文書作成を目指すものである。そのため、必修科目とはしていない。

この科目は研究者教員だけでなく実務家教員も加わって担当する。憲法に関する問題が争点となる訴訟において行政法の理解と知識を役立てることだけではなく、実務的視点にも留意していくことになる。

### 三 行政法からみた「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」

#### 1. 法科大学院生が行政法を学ぶ意義

法科大学院を修了して法曹の途に進もうとする者にとって、行政法を学ぶことには次の3つの意義があると考えられる。

- ① 立憲主義の下で行政作用を構成する法の仕組みを正確に理解すること
- ② 行政訴訟において憲法を基礎とする公法的価値を的確に把握したうえで、当事者の主張を適切に構成し、説得的な文章にして表現できること
- ③ 行政訴訟・民事訴訟の垣根を越えて提起されるいわゆる現代型訴訟・政策形成型訴訟への対応や、立法作業、行政活動そのものの担い手として憲法を基礎とする公法的価値を創造する役割を果たすこと

このうち、「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」として絶対的な目標といえるのは①②であり、③は①②を修得した者にさらに期待されることとして位置づけられる。

#### 2. 「養成する人材」との関係

そして、西南学院大学法科大学院の「養成する人材①～④」と、上記1. の①～③がどのように関係するのかを示すと、以下のようになる。

【養成する人材①】 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。

→ 「公法的価値の的確な把握」(①), 「公法的価値の創造」(③)

【養成する人材②】社会に生起するさまざまな法律問題について, 正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い, 正確な法律知識に裏打ちされた法的判断(法的分析と推論)を加えて, 人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。

→ 「法の仕組みの正確な理解」(①), 「公法的価値の的確な把握」(②), 「当事者主張の適切な構成」(②)

【養成する人材③】前項の判断を基礎として, これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し, 利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。

→ 「説得的な文章の作成」(②), 「当事者主張の適切な構成」(②), 「公法的価値の的確な把握」(②)

【養成する人材④】社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して, 柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること, 特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

→ 「現代型訴訟等への対応」(③), 「公法的価値の創造」(③), である。

### 3. 行政法科目において学修する分野・項目

行政法関係科目は, 以上, 「1」及び「2」を踏まえて授業が実施されることになるが, 具体的に学修の対象となる分野・項目は, 以下のとおりである。

#### A. 行政法の基礎

1. 行政法の基本的概念—立憲主義, 法治主義, 法律による行政の原理
2. 行政法の役割と特質—行政法における多様な法律関係, 典型的な行政作用
3. 現代行政法における公法と私法—伝統的行政法学と現代行政法学
4. 行政組織法—行政主体, 行政機関, 行政庁, 行政組織, 地方公共団体, 公務員

#### B. 行政法総論

5. 行政立法—法規命令, 委任命令, 執行命令, 行政規則, 行政規則の外部化現象
6. 条例—法律と条例の関係
7. 行政処分—行政行為の意義, 種類, 効力, 無効な行政行為, 行政行為の取消しと撤回
8. 行政手続—行政手続法, 理由付記, 手続的瑕疵の法的効果(行政処分に及ぼす影響)
9. 行政裁量—行政裁量の観念と区別, 裁量権の逸脱・濫用の審査, 判断過程審査
10. 行政指導—行政指導の意義と種類, 違法性, 法的規制
11. 行政調査—行政調査の意義・法的性格, 法的規制, 刑事責任との関係

12. 行政の実効性確保－行政上の強制執行，代執行，行政罰，その他の実効性確保手法
13. 個別法の解釈と行政活動の違法－個別法のしくみ，法の適用・解釈，法の趣旨・目的
14. 憲法原則と一般的な法原則－法律の留保，憲法原則，平等原則，比例原則，信義原則
15. 情報公開と個人情報保護－不開示事由，個人情報保護
- C. 行政救済法
16. 行政上の救済手続－行政不服申立て，行政審判，苦情処理，行政事件訴訟の全体像
17. 取消訴訟の対象－公権力の行使，一般的抽象的な法効果，給付拒否決定
18. 原告適格－被侵害利益の性質，考慮事項の法定，違法主張の制限との関係
19. 訴えの客観的利益－時間の経過，工事等の完了，処分の取消し・変更，法令の改廃
20. 取消訴訟の審理・判決－行訴法に即した審理手続上の問題及び判決の効力
21. その他の抗告訴訟－無効確認，不作為の違法確認，義務付け，差止，無名抗告訴訟
22. その他の行政訴訟－当事者訴訟，客観訴訟，取消訴訟との関係，民事訴訟との関係
23. 仮の救済－執行停止，義務付け，仮の差止め，仮処分
24. 国家賠償法1条－「過失によって違法に」，職務行為基準説，消極的裁量濫用論
25. 国家賠償法2条・その他－設置又は管理の瑕疵，通常有すべき安全性，求償，民法
26. 損失補償－適法な行政活動に起因する損失補償のしくみとその成立要件

#### 4. 西南学院大学法科大学院の行政法科目と修得すべき目標

そして，行政法関係科目ごとに授業において修得すべき目標を示すと次のようになる。

##### (1) 「基礎（入門）」科目

ア 「行政法入門」（1年次，2単位）…行政法全領域を対象に上記1. ①に重点，〔「養成する人材」①及び②に寄与〕

行政法を初めて履修する学生を念頭に，上記3. A～Cの全領域にわたり基本事項の理解を徹底させる。「最低限」としては上記1. ①の能力涵養に重点をおき，「養成する人材」①及び②に寄与することとなる。その際，可能な限り事例に即した理解を求め，知識の定着と全体像の把握を図る。教員側からの指名に基づく発言と学生側の挙手による発言を組合せ，説明できる能力涵養のための素地を作る。

##### (2) 「基礎」科目

イ 「法と行政活動」（2年次必修，2単位）…行政法総論領域を対象に，上記1. ①を基礎に②に重点をおく〔「養成する人材」②及び③に寄与〕。

ウ 「行政救済法」（2年次必修，2単位）…行政救済法領域を対象に，上記1. ①を基礎に②に重点をおく〔「養成する人材」②及び③に寄与〕。

行政法の問題は，事案に応じた最適な行政争訟手段を選択して初めて違法性の主張が可能になるという特徴をもつ。「法と行政活動」及び「行政救済法」では，いわ

ゆる行政法総論分野と行政救済法分野に通底する基本的考え方を修得し、その「基本的考え方」を「使える」ようにして、社会で生起する実際の事案について紛争解決に導く能力の基礎を身につけてもらうことを目標とする。「最低限」としては上記1. ①に基礎をおく②の能力涵養に基礎をおき、「養成する人材」②及び③に寄与することになる。

授業の予習として、ア) 当該回に対応する基本書該当箇所を読む、イ) 当該回で扱う『ケースブック行政法』の判例を読む（関係法令も参照。自分で違法性の構成をしてみる）、ウ) 各授業の前にアップされる当該授業内容を示したレジュメ上の設問を検討する、が必要となる。自学に委ねられるべき事項はこのレジュメで指示される。イ) については、各回『ケースブック行政法』所収の重要判例すべてを読んでくることに加え、特に重要な判例を各回4つ程度予め指定しておき、授業ではこの判例の理解を多角的に問う。この問い合わせは予め示さず、授業時はその場で問い合わせ、自らの考えを口頭で表現でき、議論できる力をも養う。レジュメは各回の授業に必要な基本情報を5～10頁程度にまとめ提示する。受講者にとってはあくまで「他人」の講義ノートであることを理解させ、これを利用するにせよしないにせよ、自学に委ねられた部分を含め、受講者各自が「自分」のノートを充実させることを必須としている。

### (3) 「応用・深化」科目

エ 「公法演習Ⅰ」（3年次必修、2単位）…行政法全領域を対象に、上記1. ①を基礎に②に重点〔「養成する人材」②及び③に寄与〕

事例を素材にした演習用の教材を基に、講義科目で履修した内容が習得できているか、それが当該事例において使えるか、の点に留意しながら、行政法の理解及び重要事項の説明の能力を定着させる。併せて、それを書面においてより説得的に表現するにはどうすべきかを考えさせる。「最低限」としては上記1. ①に基礎をおく②の能力涵養に重点をおき、「養成する人材」②及び③に寄与することになる。

オ 「公法演習Ⅱ」（3年次、2単位）…行政法全領域を対象に、上記1. ②を基礎に③に重点〔「養成する人材」①及び④に寄与〕

「公法演習Ⅰ」を発展させ、現代型訴訟、政策形成型訴訟への対応を視野に、各事例を徹底的に分析し、行政訴訟実務能力の涵養を目指す。「最低限」としては上記1. ②に基礎をおく上記1. ③の能力涵養に重点をおき、「養成する人材」①及び④に寄与することになる。書面において適切に表現できることを基礎に、持てる知識・考え方を総動員して新しい問題にいかに対処するか、応用の実践の場とする。

# 民 事 法 系

## 一 民事法系科目の配置

民事法系の科目は、下記一覧表のとおり、①最も基本となるべき法的素養を培う「法律基本科目」、②法曹実務に必要な技能やマインドを育成する「法律実務基礎科目」、③特定の分野や先端的な法領域についての高度の専門知識や技能を習得させる「展開先端科目」の三種類に分類され配置されている。また、学年進行に沿って、1年次には基礎の構築、2年次には応用力の養成、3年次には総合力の養成というように、3年間（法学未修者の場合）もしくは2年間（法学既修者の場合）をかけて、段階的に、高度な専門職としての法曹に必要な資質が涵養されるように組み立てられている。

	法律基本科目	法律実務基礎科目	展開・先端科目
一年次	◎民法 I ◎民法 II ◎民法 III ◎民法 IV ◎民法 V ◎商法 I 民事手続法入門		
二年次	商法 II ◎民事手続法 ◎民法演習 I ◎民法演習 II ◎民法演習 III ◎商法演習 ◎民事手続法演習	◎民事訴訟実務の基礎	土地私法 消費者問題 金融法 知的財産法 執行・保全法
三年次	◎民事法総合演習 I 民事法総合演習 II 民事法事例演習	◎民事模擬裁判	倒産法 倒産法演習 民事手続法特講

◎は必修科目

ところで、本法科大学院は、法曹に必要な資質として特に4つの要素を重視していることは前記のとおりである。その内容は、大きく分けると、知識や法的判断能力、議論や説得あるいは文書作成のできる能力など、いわば専門的なスキルに相当するものと、豊かな人間性、正義感、高い倫理性と責任感などの法曹としてのマインドに相当するものを含んでいるところ、民事法系科目においては、どちらかというとスキルの面が表に出て、マインドの養成という目的は背後に退きがちである。しかし、スキルの習得とマインドの習得とは実際には不即不離の関係にあることが多い。たとえば民事法の中で最も基本となる民法の学習は、それ自体が法曹としてのマインドを養う場となるであろう。また、正義・公平の感覚を磨くことを伴わずして真の法的スキルの習得はありえない。さらに、生身の人間の利害の衝突とそれに対する法的判断の実例に数多く接することや、教員や学友との交

流や議論を重ねることによって、法律家としての自覚とともに、豊かな人間性や倫理観・正義感も涵養されるはずである。民事法系科目の勉強においても、研究者教員と実務家教員の双方から、その性質や内容については異なる点があるが、スキルとマインドの両方を積極的に吸収してほしいと願っている。

## 二 1年次

- 1年次には、民事法系の法律基本科目として、「民法Ⅰ（総則・物権法）」、「民法Ⅱ（債権法総論）」、「民法Ⅲ（担保物権法）」、「民法Ⅳ（債権法各論）」、「民法Ⅴ（家族法）」および「商法Ⅰ（会社法）」が開設されている（すべて必修科目）。

これらの科目が目標としているのは、第一に、民法および商法という民事実体法について、理論的基礎に裏付けられた体系的な知識を習得することである。知識の習得といっても、単なる「まる暗記」であったり知識の寄せ集めにとどまるものではあってはならない。それは、問題解決に使える生きた知識でなければならない。そのためには、ある条文、ある規範、ある法理論、ある法制度がどのような理念と思想に裏付けられているのかに常に留意し、自ら思索することが必要である。そのような思索を伴った勉学によって、法が予定する正義とは何かを洞察できるいわゆる法律家としてのリーガルマインドも自ずと育って行くのである。第二に、法的判断能力（法的問題解決能力）の基礎を養うこともこの段階の重要な目標のひとつである。すなわち、この段階では規範適用の典型事例や比較的簡単な応用事例についてであるが、一定の手順を踏んで規定を適用して妥当な結論を導けるようになることがひとつの到達目標である。

さらに、法的議論や説得の基礎的な能力が習得されることもこの段階の目標のひとつである。そのために、授業では、講義形式を主としながらも質疑応答の機会を適宜取り入れて、法的な立論や他人との議論に慣れ、力をつけることができるよう工夫している。さらに、上に述べたように、スキルの習得に終始することなくマインドを涵養することが大切である。授業では、重要な法原理や法的概念について正義・公平の観点からその意味をじっくり考察できるように、また、判例等を素材として価値観の多様性や司法の役割について考える機会を持てるよう留意している。

これらの授業は、講義を中心としているといつても、一方的に教えるのではなく、できるかぎり双方向・多方向の授業がめざされている。ただ、双方向的な授業を効果あらしめるためには、受講生の予習・復習が必須である。また、授業に対する積極的・能動的な参加が必要なのは当然である。そのため、受講生には、シラバスや電子媒体（TKC教育支援システム）を通じて、毎回の授業計画及びその回の授業の主たるテーマ、予習の指示等が知らされており、能動的な参加を可能としている。また、科目によっては15回という授業回数の制限があるため、膨大な全領域をすべて講義することは不可能であるから、講義はおのずとポイントを絞ったものにならざるをえない。そのため、学生

のより能動的・自主的な取り組みが必要となるのである。自学自習の必要性である。この点は、授業回数が30回の講義科目でも同様である。法科大学院で学ぶのは、教養を身につけるためではない。自ら法曹実務家となるための広範な実力を養うためである。決して、受動的な学習だけではそのような実力を身につけることはできない。自学自習に委ねる部分については、予め、あるいは授業の中で、それを指示する。また、科目によっては、小テストを行ったりレポートを課したりして、基礎的知識の理解とその定着をサポートする。なお、本学法科大学院が法曹の資質として重視しているもののひとつである「文書作成」能力については、1年次の授業の中でそれを習得する機会を設けるのは時間的に無理であるが、教員によって、拡大オフィスアワーを利用してこの段階に応じた論述の指導をすることが行われている。

2. 1年次は、それ以後の応用・総合へと進むための基礎を構築する学年であり、極めて重要な時期である。1年次での成果が2年次、3年次での勉学を生かすものとなることを銘記しておいてほしい。例えば、それぞれの分野の条文やその趣旨の理解や解釈を支える法理の理解を、諸君らが、将来、法律実務家として紛争を解決するための武器だとすれば、1年次では、まず、民法にはどのような武器が用意されているのか、その武器はどのような性質を持っているのか、どんな場合にその武器が有効なのかをしっかりと学んでほしい。それが、1年次生に課せられたマスターすべき基本的な課題であるといえる。以上は、1年次後期に開講される「商法Ⅰ」(会社法)にも当てはまる。会社という団体をめぐる紛争は、取引当事者の紛争というよりは団体の関係者の紛争の面が強いが、会社法が紛争解決の武器であることに相違はないからである。

### 三 2年次

1. 2年次は応用力をつける段階であり、法律基本科目については、1年次に学んだことを踏まえて、演習を中心により本格的な問題解決能力を習得するようにカリキュラムが組まれている。

もっとも、前期には、「民事手続法」を履修することになっている（必修科目）。これは、1年次の民法、商法の講義に対応しており、基礎→応用→総合という段階の中では基礎に位置づけることができるものであるが、本学では、1年次で、まず実体法についてしっかりと基礎を培い、2年次になってから、それを踏まえて手続法科目を学ぶという方針をとっている。また、民事実体法を実務に結び付けるという意味では、この科目は応用的な要素も備えている。

民事手続法は、基本的には技術法であるが、それとともに、紛争解決の手続きとしての正当性を支える理念面（手続的正義）も併せ存在する。そのような面をも実務に則して理解するため、講義によって習得した知識を判例・設例を中心に応用できる力を身に

着ける目的の「民事手続法演習」が後期に組まれている。

なお、2年次の本格的な民事手続法の学習に備えて、いわばその助走として予め基礎知識や基本的な考え方を習得できるように、1年次の選択必修科目として、「民事手続法入門」が開設されている。

## 2. 民法については、「民法演習Ⅰ」、「民法演習Ⅱ」、「民法演習Ⅲ」が開設されている。

「民法演習Ⅰ」は債権法を対象とし、「民法演習Ⅱ」は物権法・担保物権法及び債権法中の責任財産保全制度を対象とし、「民法演習Ⅲ」は民法総則及び家族法を対象としている。ともに、専門的法律知識、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、さらには、創造的・批判的な検討能力を駆使して、民事紛争に対して妥当な解決を導けるより本格的な問題解決能力を習得することを目的としている。

そのためには、それぞれの資質を、基礎段階よりもグレードアップしなければならない。たとえば知識に関しては、基本書や条文の内容についてより正確にフォローすること、判例の一般命題だけではなく、事案との対応関係や判例の流れに留意してその意味や先例性を正しく認識すること、学説についても、必要に応じて通説や多数説以外の考え方を手がかりに問題解決の可能性を探ってみること、あるいは、重要な法原則や法原理についてより深く正確に理解すること等が求められる。法的分析・推論能力に関しては、1年次に習得した基礎的なレベルを超えて、より複雑な事案や解釈論上の問題点を含んでいる事案についても、的確にそれが行えるようにならなければならない。その中には、必要な法情報について、迅速かつ的確に調査・収集ができる能力や、当事者双方の立場からの可能な主張及び反論を提示でき、要件事実にも配慮できる能力、および、判決内容や法原則について、前提事実を変更した場合にどのようになるかについて自ら考え、その根拠や限界について検討できる能力等が含まれる。法的議論・表現・説得能力についても、より説得的で効果的な弁論や議論ができること、より明晰で説得力のある法文書を作成できるようになることが求められる。文書作成については、演習終了後に事後レポートを作成させ、拡大オフィスアワーの時間を利用して教員と一緒に内容を検討する機会を設けている。

## 3. 商法については、1年次において会社法という商法の基幹とでもいべき分野の講義によって得られた知識の応用力を涵養するために、2年次の前期に必修科目として「商法演習」(会社法)が組まれている。後期には、さらに「商法Ⅱ」(商法総則・商行為法)の講義科目がある。これらの科目の履修によって、1年次、2年次を通じて商法の全分野についての基礎的知識の習得と、現代において極めて重要性を持つ会社法分野の具体的応用問題の解決方法とを学ぶこととなる。

4. このように、2年次の法律基本科目においては、演習科目を中心として、諸君が1年次において習得した知識・理解をより深めることにあるが、その方法において、1年次にも増して諸君らの積極的・能動的な学習が求められる。法曹実務家の基本的な能力は、「理解力」「発信力」「説得力」であるが、演習においては、学生同士、あるいは、学生と教員、また、時には教員同士の議論を学生が聴くことを通して、思考力を磨き、コミュニケーション能力を磨くことに主眼がおかれていている。また、そのような議論を通じて、法曹としての人間性についても切磋琢磨されていることを忘れないで欲しい。本学院の理念にある「他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力」の涵養である。つまり、スキルとマインドを総合的に磨くことが各演習科目の目的である。そのようにして、応用力を身に着けることによって、総合力の習得に中心が置かれる3年次への準備をすることとなる。

なお、法学既修者については、1年次で学ぶべき基礎的知識の習得やその理解がなされていることが前提となるので、いきなり応用力を身に着けることが求められるのであり、基礎的部分について不安があれば自学自習によってその部分を同時に補ってゆかなければならない。

5. 2年次には、法律基本科目以外に、法律実務基礎科目として、「民事訴訟実務の基礎」が開設されている。この科目は、実務上不可欠な要件事実論を中心に、証拠法や事実認定について基礎的な知識および技能や考え方を習得し、訴訟実務の基礎を学ぶための科目である。本学法科大学院の掲げる4つの要素の中では、第二の中の「的確な事案の把握および事実の認定」や第三の中の「質の高い文書作成」と重なるが、そのような要素について、法曹実務に必要なスキルという点に重点がおかれている点に特徴がある。また、この科目で基礎的な力を身につけることは、3年次における「民事模擬裁判」（後述）に向けた準備をすることになる。

6. 2年次からは、展開・先端科目として開設されている科目を選択して履修することができる。展開・先端科目は、最初に説明したように、特定の分野や先端的な法領域についての高度の専門知識や技能を習得するための科目である。本法科大学院が法曹に必要な資質として重視している4つの要素に照らすならば、主に、第二の「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」および第四の「社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、適切に対処できるだけの応用力や創造力」の養成を担う科目として位置づけられる。

2年次から履修できる民事法系の展開先端科目としては、「土地私法」、「消費者問題」、「金融法」、「知的財産法」、「執行・保全法」、「倒産法」がある（国際関係法科目については別途取り上げる。また、2011年度以前の入学者については科目名や科目の位置づけ

が若干異なっている)。

#### 四 3年次

1. この段階の主な到達目標は、総合的な法的問題解決能力を習得することである。専門的知識、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、さらには、創造的・批判的な検討能力を駆使して民事紛争を解決できる問題解決能力を習得するという点においては、2年次の応用段階と共通であるが、第一に、目標とされているそれらの能力資質がより高度なものである点において、第二に、実体法と手続法の双方に目配りした、より実践的な対応ができることが求められている点において、この段階の目標は応用段階よりもさらに進んだところにある。目の前に提示された具体的紛争について、事実関係を的確かつ迅速に把握して法的な論点を抽出し、分野横断的に必要な法規範を発見し、それらを駆使して妥当な解決を導ける総合的な事案解決能力を習得することが目標とされているのである。

そのために、法律基本科目として「民事法総合演習Ⅰ」、「民事法総合演習Ⅱ」、「民事法事例演習」(2011年以前入学者については、臨時開講科目「民事法事例演習Ⅱ」)が用意されている。上記のような科目の趣旨に沿って、いずれも、研究者教員と実務家教員が共同で担当している。研究者としての視点と実務家としての視点の双方から総合力の養成にあたることが有益だからである。

「民事法総合演習Ⅰ」は3年次前期の科目である。民法、商法、民事手続法について、担当者である研究者教員と実務家教員との異なる視点から実体法と手続き法との絡んだ問題が扱われる。「民事法総合演習Ⅱ」は3年次後期に開かれる。「民事法総合演習Ⅰ」を踏まえて、さらに深く、民事法全般の問題を扱うものであり、研究者・実務家の双方の視点から、オリジナルな事例問題を素材として、答案を作成したり、教員との問答や双方向・多方向の質疑応答や、教員による解説・講評が行われる。

「民事法事例演習」は、民法を中心とする複数の論点を含むある程度長文の設例を素材として、これまでに得た知識や問題解決能力を総動員して分析と推論を行い、要件事実に留意しながら当事者双方による主張を構成し、妥当な解決を探求するという内容の演習である。授業は予習を前提とした発言や双方向・多方向の質疑応答を主体として進行するという点では、他の演習科目と同様である。

2. 3年次には、法律実務基礎科目として、「民事模擬裁判」が開設されている。これは、民事裁判過程の主要場面について、学生にロールプレイをさせる等のシミュレーション方式を用いて裁判実務の基礎的技能を身につけさせる科目である。この科目を通じて習得することが目標とされているのは、まず、実務法曹に必要なスキルであるが、同時に、このような実際の裁判過程に近いリアルな場面を体験することを通じて、法曹としての

責任感・倫理観等のマインドを習得することも重要な目標のひとつである。

3. 2年次から履修できる展開・先端科目は、3年次においても履修することができる。それ以外に、3年次から履修できる民事法系の展開・先端科目として、「**倒産法演習**」、「**民事手続法特講**」がある。4つの要素との関係については、2年次の展開・先端科目について述べたところと同様である。

# 刑 事 法 系

## 一 はじめに

刑法は、犯罪とそれに対する刑罰の適用と実現を規定する法律群であり、本学の開講科目としては、刑法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法入門（1年次）、刑事手続法、刑事法演習、刑事訴訟実務の基礎（2年次）、刑事法総合演習Ⅰ・Ⅱ、刑事模擬裁判および刑事実務演習（3年次）がこれにあたる（下記科目表参照）。さらに、展開先端科目の特別刑法、刑事政策、司法福祉論の三科目もこれに加えることができる。以下では、これらの刑事系の各科目（展開先端科目を除く）が、3年間（未修入学）ないし2年間（既修入学）の教育課程でどのように組み立てられているか、それぞれの科目の中でどのようなことを学びとることを主眼としているかを解説する。特に、西南学院大学法科大学院は、学生便覧等に、本学の「養成する人材」として、重視する四つの要素を掲げているので、これとの関連を示すことにする。

	法律基本科目	法律実務基礎科目	展開・先端科目
1年次	◎刑法Ⅰ（総論） ◎刑法Ⅱ（各論） 刑事手続法入門		
2年次	◎刑事手続法 ◎刑事法演習	◎刑事訴訟実務の基礎 刑事実務演習	特別刑法 刑事政策
3年次	◎刑事法総合演習Ⅰ 刑事法総合演習Ⅱ	◎刑事模擬裁判	司法福祉論

◎は必修科目

## 二 刑事法系カリキュラムと「養成する人材」の関係

まずは、「養成する人材」と刑事法系カリキュラムの関係について、論じておく。

養成する人材① 他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力を持ち、法の専門家として、高い倫理観・正義感を基礎にしてその知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲を持っていること。

ここで掲げられた能力は、いわば「人間性の深さ」であり、法曹教育と無関係な、あるいは法的知識以前の能力のようにも思われるが、決してそうではあるまい。むしろ、個々人に内在する正義感は、法曹教育によって、より広い視野に立った高次元のものに発展・深化していく面を持つと言えるだろう。そして、刑事法は、罪と罰を扱う法分野として、

最も「正義」や「倫理」に密着したものなのである。

学生諸君の中には、身近な人に起きた刑事事件を契機とし、被害者への同情や、あるいは逆に、えん罪事件への義憤から、法曹の世界を目指した者も少なくないだろう。しかし、法律事件では、相手方当事者もある。立場の違いによって、事件の見え方もまた異なってくるものであり、多様な宗教や価値観の人々が共生している現代社会で、法的な正義は、一方当事者に見えて「風景」のみを前提に語られてはならないだろう。また、特に、国家が強制的に「正義」を実現する刑事法のような法分野では、「国家は何のためにあるのか」という、国家観の差も重要となる。刑事法系科目の中で、その結論の賛否は別として、多様な立場から展開されている学説を学び、多様な事件での判例を学ぶことは、このような点で、諸君が「自ら成長していく」手助けとなるはずである。

さらに、刑法学のような実体法理論の世界では、一定の事実を所与のものとし、「そのような場合に」どのような法的判断が妥当なのかを論じるが、現実の法曹の世界では、「一定の事実」は証拠により証明されてはじめて「あったもの」とされる。しかし、証明には、例えばプライバシーの暴露のようなマイナス面も伴うので、「その事実を獲得するために、どこまでことが許されるのか」という衡量も必要になる。「不利益を被る当事者に充分な反論の機会を与える」といった正義の問題もある。このような、手続とかかわる正義の問題もまた、法曹にとって忘れてはならないものであろう。

さらに、正義は実現されねばならない。この問題は次に検討する「養成する人材③」ともかかわる事柄であるが、法曹の社会的役割は、研究者のそれとは異なり、「何が正義であるかを語ることではなく、「正義を実現することにある。諸君は、具体的な事件に接して、「どう解決するのが正義であるか」を示すだけではなく、「どのような証拠を集め、どのように他者を説得して自らの考える正義を実現するか」という実践的能力を習得しなければならないのである。

以上のことおり、本学の刑事法系カリキュラムは、正義の問題について、①被害者・被告人への素朴な同情に基づく直観的判断から出発し、②実体刑法の諸原則の意義を踏まえた衡平な結論（実体法上妥当な結論）の理解、③刑事裁判制度の意義を踏まえた正義の実現手続（手続的正義を踏まえた実践的正義の発見）の理解、さらには、④社会的正義の実現のための実務家としての実践方法（正義の実現方法）の習得という段階を踏んで、学生諸君の自己深化に貢献したいと考えている。本学法科大学院で行われる刑事法教育は、「身近な者への素朴な同情や共感」に基づく直観的正義感から法曹を目指した学生諸君を、その正義感を大切にしつつ、「より高次の視点からの判断」の能力を習得させ、最後にその「実現の能力」を修得させるという段階的プログラムを組んでいるわけである。

**養成する人材② 社会に生起するさまざまな法律問題について、正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実の認定を行い、正確な法律知識に裏打ちされた法**

的判断（法的分析と推論）を加えて、人々が真に納得できる結論を導き出す能力を備えていること。

養成する人材③ 前項の判断を基礎として、これを表現するための質の高い文書作成および議論や説得ができる能力を涵養し、利害関係人その他の市民から確かな信頼を得られる適切な紛争解決をはかる能力を備えていること。

これらの能力は、他の多くの実践にかかる能力と同様に、模倣から入り、次第に独自の判断に基づく実践の能力へと発展していくものといえる。

「養成する人材②」はどちらかと言えば、「理論知識」に力点が置かれており、これは主として、理論講義科目の中でひととおり身につけるべきものである。ここでも、まずは先人が理論書で行っている分析（学説）を受動的に修得（理解・記憶）する作業から入り、具体的事例への模倣的応用の集積による納得（即自化＝自分のものとする）を経て、新たな事例への主体的な実践的適用能力へと深化していくものだという点は変わりない。但し、「受動的修得」と言っても、学生諸君に求められているのは最終的には実践で自ら用いるためのいわば「道具」を身につけることであるので、ひたすら受動的に法命題を「丸暗記」するだけでは意味がなく、やはり自ら考えながら理論書や判例と主体的に格闘することが必要であることはいうまでもない。

「養成する人材③」が求めるものは、「②理論知識」を適切に（できる限り迅速に）使う「判断力・実践力」と呼ぶべき能力である。これは主として演習等の実践型の科目の中で鍛えられることになる。ここでも、先人のなした実践的判断（判例）の受動的修得（理解・記憶）から、具体的事例への法適用の実践的訓練へという発展性は②と共通しているが、理論知識を「適正に（できる限り迅速に）」使うためには、単にそれを記憶している（思い出すことができる）だけでは足りず、一々記憶を参照することなく当然のように用いていく日常言語のように、自在に使いこなせるようになる必要がある。そのためには、大学側から提供される教材に満足することなく、自ら、少しでも多くの教材事例を求めて接し、考えることを心がけてほしい。そして、最終段階として、最も実務的な部分、すなわち、具体的な事件において、どのように事実を集め、どのような側面に注目し、どのように他者を説得するかという段階に到達するわけである。

養成する人材④ 社会の変化に伴って生じてくる新しい法律問題に対して、柔軟に対応できるだけの応用力や創造力を備えていること、特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること。

これは、本学での法曹教育の最終的な達成目標というべきものである。未来への対応の能力は、過去への充分な理解のうえに成立することは言うまでもない。刑事法学の世界で

も、例えば「公害問題の出現」や「一審無罪判決後の勾留」といった、当時としては新たな事態の出現に、諸君の先輩となる法曹や研究者達がどのように考え、実践し、問題を克服してきたかといった、過去になされた法理論・実務での実践例の理解が不可欠であろう。同時に、現在の種々の問題について、今現在なされている議論に数多く触れることも重要なとなる。さらには、「今、生じつつある問題」についての鋭敏な感受性も必要になるだろう。これらの問題については、刑事法系の担当教員は、それぞれの科目の中で、それぞれのスタンスから、学生諸君に語りかけることになる。

### 三 各科目のスタンス

最後に、刑事法系の各科目が、どのようなスタンスに立つものであるかを簡潔に示しておく。各科目内で学ぶべき個別的項目等についての詳細は、各科目のシラバスおよび開講時の説明を参照されたい。

#### 1. 一年次科目

##### (1) 刑法 I (総論)・II(各論)

学生諸君が最初に触れる理論教育科目としての刑法 I および II は、主として、実践のための道具である「理論知識」をまず身につける場である。そして、先に書いたように、先人が理論書で行っている分析（学説）や、先人のなした具体的事例での実践的判断（判例）を修得（理解・記憶）し、類似事例への応用ができるようになることが当面の目標となる。具体的には、刑法を国家が社会をコントロールするための行為規範と考える行為無価値論と、刑法を他者への侵害を禁じた裁判規範と考える結果無価値論の対立を軸に、個別問題について、この理論的対立がどのような結論の差に結びついているかという現在の理論状況を学び、それを踏まえて、現在の実務（判例）の状況を理解し、簡単な類似事例に適用できるようになることが、目標である。

##### (2) 刑事手続法(訴訟法)入門

刑事手続法は、刑事実体法を実務に結び付ける梯となるものである。この科目は、刑事手続に関する「理論知識」の修得を目指すものであるが、刑事手続全体についての精緻な「理論知識」の修得は後記の刑事手続法にゆだねることとし、刑事手続のアウトラインを正確に理解し、「基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにして、刑罰法令の適正かつ迅速な適用を目指す」という刑事手続の基本を修得できるようにすることを目標とする。

#### 2. 二年次科目

##### (1) 刑事手続(訴訟)法

本科目は、刑事実体法を実務に結び付ける梯である刑事手続法全体についての精緻な

「理論知識」の修得を目指すものである。刑事手続は「基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにして、刑罰法令の適正かつ迅速な適用を目指す」という「刑事司法における正義」と「刑事司法による正義」の実現を目指すものであり、手続法という性格上、前者の側面に中心が置かれるが、後者の側面をも見据えて講義する。(可能な限り学生諸君の講義への積極的な参加を目指すが)講義科目という性格上、養成する人材②の「正確な法律知識に裏打ちされた法的判断」の能力の養成を主たる目的とする。関連する判例を取り上げることによって同じく養成する人材②の「正義の理念と社会通念を踏まえた的確な事案の把握および事実認定を行う」能力の基礎的なかからを養うことも目指す。また、副次的ではあるが、新しい問題の検討を通して養成する人材④の「新しい法律問題への対応」するための基礎的なかからが養われるることをも期待している。

#### (2) 刑事法演習

刑事法演習は、理論から実践への入り口の通過、すなわち、刑法の個別問題について理論的学習を終えた学生を対象に、基礎訓練から実戦訓練への導入の役割を担う科目である。野球で比喩するならば、ボールの投げ方やバットの振り方といった基礎訓練をした一年次の刑法で得た知識を前提に、いよいよ実際の練習試合をやる段階に達したということである。ここでは、具体的事例に則して、実体法上妥当な結論を発見し、説得的に論述する訓練に移行する。実体法的な問題のみを内容とした事例を主とするが、本科目と並行して行われる二年次前期の講義科目である刑事手続法の進展に呼応して、手続法的関心（認定・立証問題）を加味していく。

#### (3) 刑事訴訟実務の基礎

「理論知識」の実践的適用を可能にするための初步段階となる授業である。刑法と刑事手続法における法理論的な観点からの追究を進めながら、現実に生起する刑事事件を的確かつ迅速に処理する必要性とか、刑事事件における法曹三者の職責の具体的な違いといったものを意識して、法曹実務家となった後の展望を形成するきっかけにして欲しいと考えている。弁護士の教員と元検事の教員とがそれぞれの経験に基づいて話をするので、立場の相違が表面に出ることも多くあろうが、「正義の実現」という目標は同じであることを実感してもらえると思う。

#### (4) 刑事実務演習

刑事手続において実務的な観点から関心の高い分野を取り上げ、法曹実務家としての素養をより高めることを目的とした授業である。担当する教員が検事としての実務経験を踏まえて作成した教材を使用するので、実務の運用に対する教員の問題意識が強く打ち出される授業内容になっており、すべての学生に受講を求めるのは相当でないと思うが、たとえば立証趣旨と要証事実及び伝聞法則適用の有無との関係、あるいは訴因の特定や訴因変更の可否などといった、刑事手続法の中でも難解とされる分野の理解に役立つものになっている。公訴事実の立証責任を負う検察官が、公訴の提起や維持に当たっ

て、どのような意識を持ち、その意識が訴訟活動としてどのように現れるのかといった、実務的に高度でかつ生々しい話しをするので、特に刑事司法に興味を持っている学生には有意義な授業になるものと考えている。

### 3. 三年次科目

#### (1) 刑事法総合演習 I

実体法的な「理論知識」と訴訟法的な「理論知識」とを融合させた「実践的適用能力」への具体的導入となる授業である。刑法や刑事手続法等の授業や演習により、いわゆる論点についての学説上の対立状況や自ら採用する考え方を身につけた学生に対し、論点として学んだ事項が、刑事事件の発生から判決に至るまでの一連の過程においてどのように現実化するのかを示し、実際の事件で「道具」として使えるようにするための第一歩とする。その中で、理論上の論点も、裁判官、検察官あるいは弁護人それぞれの立場から見え方が異なってくるのであり、そのような法曹実務家としての具体的視点や、各視点ごとの主張の違いについても理解してもらうことを目的としている。

#### (2) 刑事法総合演習 II

法科大学院において修得すべき「実践的適用能力」の最終段階まで導き、司法修習への橋渡しを図るための授業である。証拠に基づいた事実認定とか、証明力の評価といった実務的判断の基礎的な部分を実践できるようにするとともに、たとえば自白の任意性について、それが要求される理論的な根拠を背景としつつ、現実の事件で自白の任意性が争われた場合にはどのような訴訟活動がなされるのかというように、「理論知識」を道具として使いこなせる実務能力の涵養を目的としている。その上で、各学生が、改めて「理論知識」を深化させ、法曹実務家として正義を実現することの具体的なイメージを抱けるようになって欲しいと考えている。

#### (3) 刑事模擬裁判

裁判手続の勉強は、ともすると「畳の上の水練」になりかねないといった問題点を有しているが、その問題点を解消する最も効果的な学習手段が「実践」であり、刑事模擬裁判の授業はまさに「実践」の場である。実際の刑事法廷では、独特的緊張感が支配しており、法廷内にいるだけで疲労感を覚えることさえあるものだが、可能な限りそのような緊張感を体現して、刑事裁判に携わる法曹としての自覚や、その職責の重さを学んでもらいたい。裁判を進行するためのシナリオを教員が準備するものの、それは模擬裁判が筋書きの決まった「演劇」であることを意味するものではなく、判決そのものは有罪・無罪のいずれでもあり得るいわば「練習試合」である。訴訟関係者のうちどの立場を担当するにしても、自分の果たす役割如何で訴訟の進行に違いが生じるということを認識してもらいたい。

# 国際関係法（公法系、私法系）

## はじめに

近年、国境を越える人、モノ、マネー、情報の動きがますます盛んになり、それに伴い国際的な法律問題が増加してきている。本学はそのような問題に対処できる法曹を養成するために国際関係法科目を提供している。

本学の国際関係法科目は公法系科目と私法系科目に分類される。前者には、基礎法学・隣接科目群としての「国際社会と法」(1, 2, 3年)、展開・先端科目群としての「国際公法」、「国際公法演習」、「国際人権法」(いずれも2, 3年)がある。後者には、展開・先端科目群としての「国際私法」、「国際私法演習」、「国際取引法」(いずれも2, 3年)がある。なお、2017年度以前の入学生については、国際関係法（公法系）の科目として、「国際環境法」、「国際紛争解決法」、「国際組織法」、「国際経済法」(いずれも2, 3年)を提供していたが、2018年度よりこれらの4科目を廃止し、新たに「国際公法」と「国際公法演習」を新設した。「国際社会と法」と「国際人権法」は従前のままである。

また、国際関係法（私法系）の科目として、2018年度より「国際私法演習」を新設した。

以下では、国際関係法（公法系）と国際関係法（私法系）に分けて、国際関係法が本学の「養成する人材」にどのように貢献し、また各科目が「最低限修得すべき内容」をどのように設定しているかを示すことにする。

## 一. 本学の「養成する人材」

本学の「養成する人材」は法曹に必要な資質（マインド、スキル）をもつものであり、その点では、国際関係法系も国内法の公法系、刑事系、民事法系と共通する。ただし、国際関係法は、以下の点で、他の法系とは大きく異なる。

まず第1に、国際関係法系は、本学の「養成する人材」のうち、第4の要素、つまり「特に今後重要性を増すと思われる国際的な法律問題に対処できる基礎的素養を備えていること」に力点をおく。ここでいう国際的な法律問題には、主に国家間の法律問題に関する公法系のものと、私人間の紛争で準拠法の決定や適用に関する私法系ものがある。

第2に、国際関係法（公法系）科目の教育におけるマインドの養成は、国際公法は、日本法と異なる法体系でありながら日本法において法的効力を有するという、唯一の特殊な法体系である特性を踏まえて、行う。具体的には、一方で、国際公法の基本原則を正確に理解し、他方で、日本法体系の中で国際法規則を組み入れ解釈適用する技術を身につけることを、目指す。前者を「国際社会と法」で、後者を「国際公法」で教授し、「国際公法演習」でこれらを実践的に学んでもらう。

第3に、国際関係法（私法系）科目の教育におけるマインドの養成は、国境を越える私人間の法律問題の解決のための準拠法の決定・適用や裁判管轄権の決定に求められるバラ

ンス感覚の養成に主眼をおく。そのようなバランス感覚にもとづいたスキルの養成は、抵触法特有のものである。

## 二. 最低限習得すべき内容

### (1) 国際関係法（公法系）

1年次以降の学生に開講されている「国際社会と法」は、国際関係法（公法系）科目の基本科目であり、一般に「国際法」または「国際公法」とよばれているものである。

この科目では、国際公法の特徴と基本原則（国際法の法源、国際法の主体、国家の基本的権利義務、国家領域の法的特質、国家管轄権、外交関係法、国家免除、国際安全保障など）について一通り学び、これを通じて国際社会の法と日本法の共通性と相違点を理解すると共に、日本法の妥当範囲の法的意味を正しく理解する。

国際関係法（公法系）の展開・先端科目である「国際公法」では、国際公法に関わる日本の裁判所の裁判例を学ぶ。これを通じて、日本法と異なる法体系である国際公法が実際の裁判の場で日本法体系においてどのように受容され解釈適用されているのかを、理解する。

「国際公法演習」では、国際公法を理解するために特に重要な国際裁判例を取り上げ、国際裁判における国際法規則の解釈適用の実際を学ぶ。

以上の講義から、法曹としてのマインドとスキルの養成を行う。

### (2) 国際関係法（私法系）

この分野には展開・先端科目群として「国際私法」と「国際取引法」がある。前者は、国境を越える私人間の法律問題解決のための準拠法の決定および適用という法分野を扱う基礎的素養を養成する。後者は、そのような問題の解決のための国際裁判管轄権等を扱う国際民事手続法と国際物品売買契約・国際物品運送契約・国際支払等を扱う国際取引法に必要な基本的素養を養成する。「国際私法演習」では、「国際私法」と「国際取引法」で修得した専門的法律知識をもとに、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得能力、さらには、創造的・批判的な検討能力を駆使して、国際的な民事紛争に対して妥当な解決を導けるより本格的な問題解決能力を習得することを目的としている。

以上の講義から、法曹としてのマインドとスキルの養成を行う。

## 法曹倫理

本学法科大学院では、法律実務基礎科目群の中に、3年次前期の必修科目として「法曹倫理」を開設している。この科目は、公法系、刑事法系、民事法系のいずれかに属するという性格のものではないので、それらとは別に独立の項目を設けてここで説明することにする。

「法曹倫理」は、法律実務基礎科目の中でも、法曹としての責任感・倫理観を涵養することを直接の目的とする科目である。法曹としての責任感・倫理観は、本学法科大学院が法曹に必要な資質として特に重視している4つの要素の第一の中に掲げられているが、同じくその中で掲げている、他人の痛みを共有できる豊かな人間性とコミュニケーション能力や、知識と技能を人々のために役立てようとする強い意欲も、この責任感・倫理観と密接に結びついている。

法曹という職業は、公権力の裏付けを伴った法規範を用いて紛争（広義）を解決するものであるから、高度の専門的知識・技能のみではなく高い倫理性を備えていなければ業務の公正さを保持できず、人々に多大な不利益や苦痛を被らせる危険性がある。そのことを法曹になる前から自覚させ、そのようなことのないように、責任感・倫理観をしっかりと涵養しようというのが、この科目の目的である。本学法科大学院がこの科目を3年次前期に学ぶべきものとしているのは、2年次終了までに備わった専門的知識の精度を高めつつ、それを具体的事件の解決のために使うという技能を身に着けさせる段階で法曹という仕事の実態と職業倫理の重要性を自覚させ、基本的な心構えを形成させるという趣旨である。担当者は弁護士の実務家教員であり、授業は弁護士倫理を中心に進行するが、2回、裁判官および検察官出身の本学の実務家教員が参加して、裁判官倫理、検察官倫理についても取り扱う。

なお、近年、弁護士人口の増加に伴い、司法修習の終了後に勤務弁護士としての就労先がなく、最初から独立して業務を行う弁護士（いわゆる「即独」）が増えつつある。従来は、法曹になった後、勤務弁護士として仕事を行う中で、事務所の先輩弁護士から法曹に必要な倫理や知識を学ぶことも多かった。このような機会が減少している状況に照らしても、法科大学院において弁護士法や弁護士職務基本規程、さらには法曹としての最低限の倫理を学ぶ重要性が増していることを強調しておきたい。

発行 2017年 2月 17日

更新 2018年 12月 19日

更新 2019年 11月 27日



